



発行 新潟県

第 88 号

平成29年11月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1212 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1213 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1214 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 1215 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 1216 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 1217 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1218 公共測量の実施通知（監理課）
- 1219 公共測量の実施通知（監理課）
- 1220 公共測量の実施通知（監理課）
- 1221 公共測量の実施通知（監理課）
- 1222 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 1223 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 1224 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 1225 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局管理規程

- 8 新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

企業局管理規程

- 6 新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
短期入所	新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32番14	新潟県病院局	平成29年

短期入所	さくらホーム直	号 上越市塩屋新田342番地	社会福祉法人 さくら園	11月1日 平成29年 11月1日
------	---------	-------------------	-------------	-------------------------

◎新潟県告示第1213号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

新潟県知事 米山 隆一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	佐渡市子ども若者相談センター	佐渡市金井新保乙1107番地1	佐渡市	平成29年11月1日

◎新潟県告示第1214号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年11月17日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
妙高市上中企業立地促進地域	妙高市大字上中宇中通りの一部	平成29年11月2日

◎新潟県告示第1215号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年11月17日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市頸城区市村998番地1 村田 郁男

就任年月日 平成29年10月31日

◎新潟県告示第1216号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成29年11月20日から平成29年12月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月17日

新潟県三条地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
三条市 下田土地改良区	下田	維持管理計画	変更	土地改良事業(変更)計画書の写し	三条市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告とし

て(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営相川南部地区区画整理・農用地保全施設整備・農用地改良保全(中山間地域総合整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月17日

新潟県佐渡地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年11月20日から平成29年12月18日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所及び佐渡市役所相川支所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1218号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年11月17日

新潟県知事 米山 隆一

1 作業種類 基準点測量

2 作業期間 平成29年11月6日から平成30年3月31日まで

3 作業地域 魚沼市(国道17号浦佐バイパスの一部)

◎新潟県告示第1219号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年11月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）2点
公共測量（3級基準点測量）2点
- 2 作業期間 平成29年10月7日から平成30年2月16日まで
- 3 作業地域 岩船郡関川村大字下鉾江

◎新潟県告示第1220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年11月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザー測量、航空レーザー測深）
- 2 作業期間 平成29年10月21日から平成30年3月20日まで
- 3 作業地域 糸魚川市

◎新潟県告示第1221号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局国営越後丘陵公園事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年11月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年11月13日から平成30年1月31日まで
- 3 作業地域 長岡市宮本東方町地区

◎新潟県告示第1222号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年11月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 起業者の名称
長岡市
- 2 事業の種類
長岡市山古志闘牛場駐車場整備事業（保全事業を含む）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長岡市山古志東竹沢字赤木地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性

長岡市山古志闘牛場駐車場整備事業（保全事業を含む）（以下「本件事業」という。）は、長岡市の伝統習俗である闘牛大会のために必要な駐車場を市が整備するものであり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について予算措置しており、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

長岡市の伝統習俗である牛の角突きは、新潟県中越地震の後、復興に向けた市の取組の中で脚光を浴び、多くの観光客が訪れるようになったが、駐車場不足のため、最寄りの県道に1kmにも及ぶ路上駐車が発生する状況となっている。そのため、市では、路上駐車を解消し交通事故を防止するため、既設の駐車場に隣接する田を取得して駐車場を増設することとしたものである。また、既設駐車場の敷地の一部については借地により整備を行ったものであるが、賃貸借契約の継続が困難となったことから、駐車場の確保のため、市は当該土地を取得することとした。

本件事業の実施により、来場者の利便性が確保されるだけでなく、県道の安全な通行が可能となり交通渋滞が緩和されることから、地域住民の受ける利益は大きいものと考えられる。

本件事業による周辺環境への影響については、田を埋め立てることによる排水量の増加が懸念されるが、流量の増加に対応した排水路に改修して下段の田への影響を防ぐこととしており、影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関しては、埋蔵文化財に関して特段の支障がない旨、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に関しては、鳥獣保護区に該当しないため支障がない旨、それぞれ市が担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地のうち新たに取得する土地について、現況が棚田であることから、農業への支障の有無、造成工事の難易度などを考慮し、3箇所の候補地を選定し比較検討した結果、耕作放棄地で営農活動に支障がなく、また大規模な造成工事が不要な本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

先に述べたとおり、路上駐車の列は約1kmにわたっており、特にトンネルの出口付近では交通事故の危険性が非常に高く、早急な対応が必要である。また、闘牛大会を主催する山古志闘牛会では、車両の交通誘導を行っているが、駐車場不足の根本的な解決にはならず、駐車場の早期拡充を市に要望しているとのことである。これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長岡市山古志支所産業建設課

◎新潟県告示第1223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画

の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）
名称 上中田地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1224号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年11月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼市中字大田746番10、746番11	5.50	13.56

◎新潟県告示第1225号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年11月9日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市赤海1丁目1118番の内	6.00	40.49

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量
新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借入

- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年8月17日(木)
- 6 落札者の氏名及び住所
日通商事株式会社新潟営業センター
新潟県新潟市中央区万代4丁目4番20号
- 7 落札価格
29,376,000円
- 8 入札公告日
平成29年7月7日(金)
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月17日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 調達件名及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年10月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東京電機産業株式会社分析営業部新潟営業所
新潟県新潟市中央区鑑1丁目16番22号
- 5 契約価格
37,152,000円
- 6 契約決定方式
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月17日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 電子申請等を行う者は、当該電子申請等を行う者を特定するための識別符号及び暗証符号を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して当該申請等を行わなければならない。<u>ただし、病院事業管理者が定める申請等については、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項本文の規定による申請等を行う者は、</u>病院事業管理者が定めるところにより、あらかじめ、氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出て、病院事業管理者から識別符号の交付を受けなければならない。</p> <p>5～7（略）</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 電子申請等を行う者は、当該電子申請等を行う者を特定するための識別符号及び暗証符号を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して当該申請等を行わなければならない。</p> <p>4 <u>前項の規定による申請等を行う者は、</u>病院事業管理者が定めるところにより、あらかじめ、氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出て、病院事業管理者から識別符号の交付を受けなければならない。</p> <p>5～7（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、食器洗浄機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年11月17日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

食器洗浄機 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成29年11月24日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年11月28日(火)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月17日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年新潟県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 電子申請等を行う者は、当該電子申請等を行う者を特定するための識別符号及び暗証符号を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して当該申請等を行わなければならない。<u>ただし、企業管理者が定める申請等については、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項本文</u>の規定による申請等を行う者は、企業管理者が定めるところにより、あらかじめ、氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出て、企業管理者から識別符号の交付を受けなければならない。</p> <p>5～7 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 電子申請等を行う者は、当該電子申請等を行う者を特定するための識別符号及び暗証符号を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して当該申請等を行わなければならない。</p> <p>4 <u>前項</u>の規定による申請等を行う者は、企業管理者が定めるところにより、あらかじめ、氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出て、企業管理者から識別符号の交付を受けなければならない。</p> <p>5～7 （略）</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。